

広島県告示第千百一十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局において、平成十九年十一月二十九日までの間、縦覧に供する。

平成十九年十一月十五日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

高田沖美江田島線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
江田島市沖美町三吉字原二〇番一地从先から 江田島市沖美町三吉字原二二番一地从先まで	一一・五〇〇～ 九・二〇〇	一一・〇〇〇～ 二・五〇〇		一三・五〇	
	一三・五〇				拡幅